

魚津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省策定。以下「ガイドライン」という。）に定める「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第2条 本市において、地域クラブ活動の認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- （1） 部活動の地域展開の趣旨に基づき、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与すること。
- （2） ガイドラインに基づき、適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- （3） 営利を主たる目的とせず、可能な限り低廉な会費が設定されていること。
- （4） 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- （5） 生徒の安全に配慮した体制が確保されていること。
- （6） 適切な運営体制が確保されていること。
- （7） 学校等との連携が適切に行われていること。

（認定申請）

第3条 地域クラブ活動の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）、魚津市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）に関係書類を添えて、魚津市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 市教育委員会は、申請内容を審査するため、申請者に必要な書類の提出等を求めることができるものとする。

（認定手続）

第4条 市教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じてヒアリング、現地確認等を行い、認定の可否を決定するものとする。

2 市教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

- 3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は、「魚津市認定地域クラブ活動」というものとする。

(認定の通知)

第5条 市教育委員会は、前条第1項の認定の可否を決定したときは、魚津市認定地域クラブ活動認定（不認定）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 魚津市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 魚津市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに魚津市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第4号）により市教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

(休止の届出)

第8条 魚津市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに魚津市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第5号）により市教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 魚津市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに魚津市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第6号）により市教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 市教育委員会は、魚津市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

(2) 指導助言等によっても、改善を期待することができないとき。

(3) 魚津市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

- 2 市教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、魚津市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第7号）により、魚津市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(魚津市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 市教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、魚津市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（魚津市認定地域クラブ活動に対する支援）

第12条 市教育委員会は、魚津市認定地域クラブ活動について、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

（１） 生徒・保護者等に対する情報提供

（２） 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）

（３） 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

（４） 大会・コンクールへの円滑な参加

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、認定制度の運用に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。